

(13) 研究 LAN 学生利用要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、明石工業高等専門学校（以下「本校」という。）研究 LAN の学生等の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用の目的)

第 2 条 研究 LAN は、授業、卒業研究、専攻科特別研究、自主学習等に利用する。

(学生ユーザ)

第 3 条 研究 LAN を利用できる者（以下「学生ユーザ」という。）は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本校に在籍する学生
- (2) その他情報センター委員会（以下「委員会」という。）が認めた者

(利用形態)

第 4 条 研究 LAN の利用形態は、次のとおりとする。

- (1) 機器の利用： 本校が研究 LAN に設置・接続した機器からネットワークを利用する。
- (2) 情報コンセントの利用： 研究 LAN に設置された情報コンセントに個人が所有する機器を接続し、ネットワークを利用する。
- (3) 無線 LAN の利用： 研究 LAN に設置された無線 LAN アクセスポイントに個人が所有する機器を接続し、ネットワークを利用する。

(機器の利用)

第 5 条 情報センター長（以下「センター長」という。）は、前条第 1 号に規定する利用形態の場合で次の各号の一に該当するときは、研究 LAN の利用を許可する。

- (1) 学科第 1 学年の情報系授業におけるネットワーク利用指導を完了したとき
- (2) ネットワーク利用講習会受講を完了したとき
- (3) 委員会が正しいネットワーク利用技能があると認めたとき

(情報コンセントと無線 LAN の利用)

第 6 条 第 4 条第 2 号または第 4 条第 3 号に規定する利用形態の場合は、学生ユーザは利用申請書をセンター長に提出し、許可を得なければならない。

(利用期間)

第 7 条 学生ユーザが利用できる期間は、次のとおりとする。

- (1) 在学期間内
 - (2) 第 3 条第 2 号に規定された者については、委員会が定めた期間内
- 2 利用期間が満了した学生ユーザの有する利用ファイル及び領域等は、削除できるものとする。

(利用範囲)

第 8 条 学生ユーザが受けることのできるサービスは、電子メール、WWW 及び本校が設置したコンピュータ上の種々のソフトウェアとする。

(ファイルのバックアップ)

第 9 条 ネットワークを利用する学生ユーザは、自己責任において利用ファイルのバックアップを行うものとする。

- 2 委員会及び情報センターは、学生ユーザがネットワーク内に有する利用ファイルの破壊・喪失等については一切の責任を負わないものとする。

(禁止事項)

第 10 条 研究 LAN の利用に当たって、次の各号に掲げる行為を禁止する。

- (1) アカウントを第三者へ譲渡、又は貸与する行為
- (2) パスワードを第三者へ開示する行為
- (3) 他者のプライバシーを侵害する行為
- (4) 他者に対する誹謗・中傷など人権を侵害する行為
- (5) 他者の著作権及び特許権等の知的財産権を侵害する行為
- (6) ネットワークを営利目的で使用する行為
- (7) ネットワークの運用に支障を及ぼす行為
- (8) 情報ネットワークシステムの不正な利用又はそれを助ける行為
- (9) 他者のプログラムやデータ等を改変又は破壊する行為
- (10) コンピュータ及びネットワーク資源を不当に占有又は浪費する行為
- (11) 情報ネットワークシステム及び機器を故意に損壊又はこれにつながる行為
- (12) 本校又は他者に損害及び不当な不利益を与える行為
- (13) 許可なく学生が研究 LAN 以外の学内ネットワークを使用する行為

(14) 学内だけに開示されている情報を学外に持ち出す行為

(15) その他法令及び公序良俗に反する行為

(届出義務)

第 11 条 学生ユーザは、アカウント若しくはパスワードが不正に使用された場合又は前条の禁止行為を知見した場合は、速やかにセンター長に届け出るものとする。

(調査及び罰則)

第 12 条 委員会は、第 10 条の禁止行為が発生し、又は発生する恐れがある場合は、これを調査することができる。この場合においては、調査のために一時的に当該利用者の利用を停止することができる。

2 委員会は、調査の結果、第 10 条の禁止行為が認められた場合、利用者に対して、注意、関連ファイルの削除、利用の停止又は取り消しの処分を行うことができる。

3 学生ユーザは、第 10 条の禁止行為が社会的に重大な問題を引き起こした場合、本校学則に則して処分されることがある。

(責任)

第 13 条 学生ユーザは、故意又は重大な過失によりネットワーク施設設備を破壊又は運用停止させた場合は、その責任を負うものとする。

(雑則)

第 14 条 この要項に定めのない事項は、本校の情報セキュリティポリシーに照らし、委員会の議を経て、センター長が定める。

附則 (平成 16. 1. 14)

1 この内規は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 LAN 学生使用内規 (平成 13 年 3 月 7 日制定) は、廃止する。

附則 (平成 17. 7. 27)

この内規は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附則 (平成 23. 10. 25)

この内規は、平成 22 年 10 月 1 日から適用する。

附則 (平成 31. 2. 13)

1 この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 研究 LAN 学生利用内規 (平成 17 年 7 月 27 日制定) は、廃止する。